

総合評価落札方式による 統合水道料金システム構築及び運用保守業務の調達について

令和4年5月9日
大阪広域水道企業団
経営管理部広域調整課

大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、大阪府域水道事業の運営基盤の強化及び事業運営の効率化を図るため、府域一水道をめざし、市町村水道事業の統合を促進している。

現在、13 水道センターの水道料金システムは、統合前の各市町村のシステムを引き継いで使用していることから仕様が統一されておらず、また、経年化に伴い、新たにシステムの再調達が必要な状況にある。そこで、営業業務の標準化を図ることにより、各水道料金システムを1つに集約した統合水道料金システムを構築する。

本調達に当たっては、水道料金システムを提供できる業者に対し、

- ・業務標準化案に基づく効率的な業務運用
- ・インターネットによる使用開始・中止の受付等の利用者サービスの向上
- ・将来の水道事業の増加に対応できる拡張性等の観点からの技術提案

を求め、技術力と価格の両面から最も優れた者を落札候補者として決定する総合評価落札方式を採用する。

1 業務の概要

(1) 業務の範囲

① 統合水道料金システムの構築及び運用保守

要件定義、カスタマイズ、テスト、稼働後の問合せ対応、障害対応、保守対応等

② ハードウェア・ソフトウェアの調達及び運用保守

統合水道料金システムの利用に必要なサーバ機器、ネットワーク機器、端末機等のハードウェア及びソフトウェアについて、調達、設置、設定、動作確認、稼働後の問合せ対応、障害対応、保守対応等

③ ネットワークの調達及び運用保守

統合水道料金システムを利用するために必要となるネットワークの構築及び運用保守

④ データセンターの調達

サーバ機器等を設置するデータセンターの調達

⑤ 付随業務

- ・他事業者との調整を含めた全体のプロジェクト管理
- ・大量帳票印刷・発送業務
- ・データ送受信業務
- ・インターネットによる使用開始・中止等の受付業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和16年9月30日まで

システム構築期間：契約締結の日から令和8年3月31日まで

運用保守期間：令和6年10月1日から令和16年9月30日まで

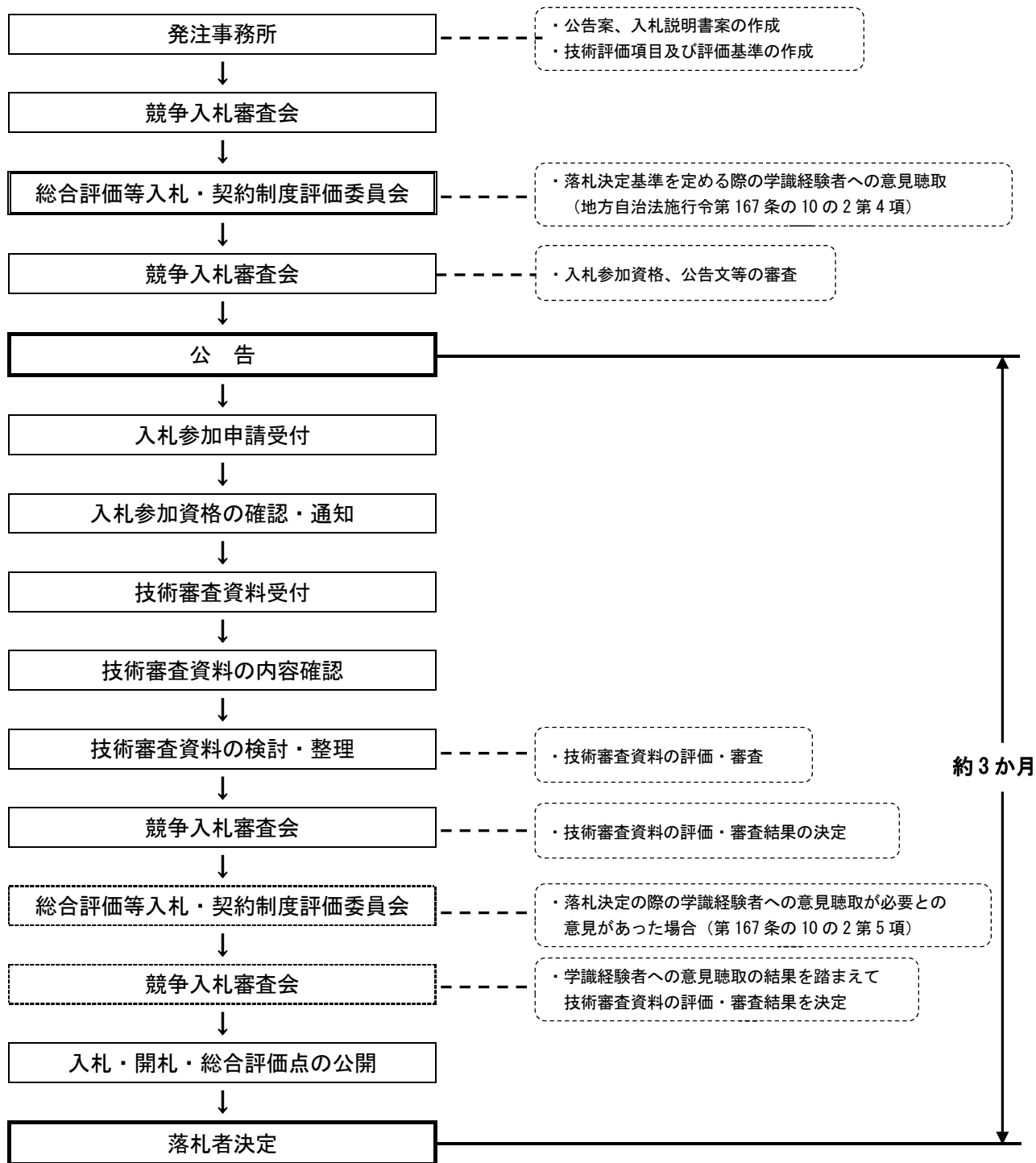


No	稼働年月	対象水道事業
①	令和6年10月	藤井寺、四條畷、大阪狭山、豊能、忠岡、熊取、田尻、太子
②	令和7年4月	泉南、河南
③	令和8年4月	阪南、岬、千早赤阪

(3) 設計金額

約13.4億円（初期費用：約5.7億円、経常費用：約7.7億円）

2 総合評価落札方式における手続の流れ



3 総合評価落札方式の方法

(1) 総合評価点

- ・技術点と価格点の比は7：3とする。
- ・総合評価点は、次の計算式により算定する。

$$\text{総合評価点 (1000 点満点)} = \text{技術点 (700 点)} + \text{価格点 (300 点)}$$

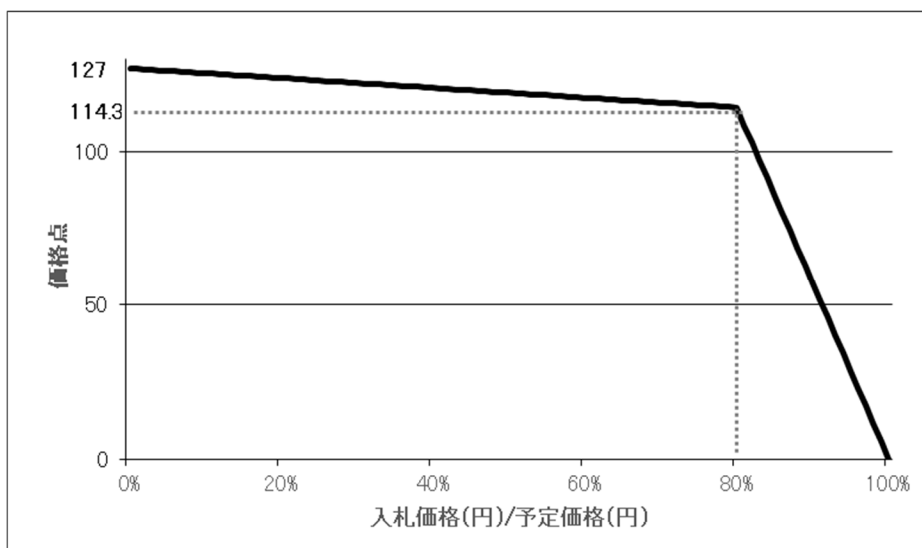
(2) 価格点

- ・価格点 300 点の内訳は、予定価格を基に、①初期費用を 127 点、②経常費用を 173 点とする。

① 初期費用

$$\text{(入札価格/予定価格) が 100\% \sim 80\% 以上の場合 : 価格点} = (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times 571.5$$

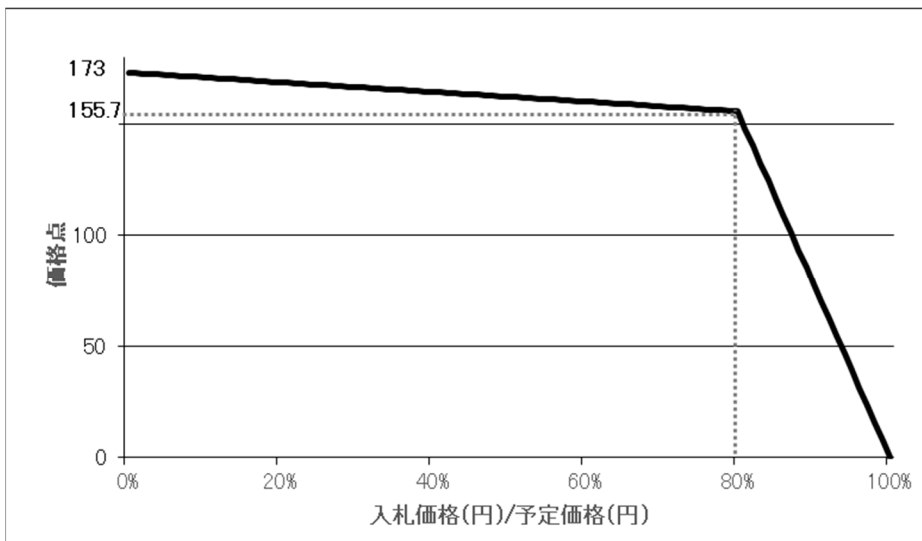
$$\text{(入札価格/予定価格) が 80\% 未満 \sim 0\% の場合 : 価格点} = (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times 15.875 + 111.125$$



② 経常費用

$$\text{(入札価格/予定価格) が 100\% \sim 80\% 以上の場合 : 価格点} = (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times 778.5$$

$$\text{(入札価格/予定価格) が 80\% 未満 \sim 0\% の場合 : 価格点} = (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times 21.625 + 151.375$$

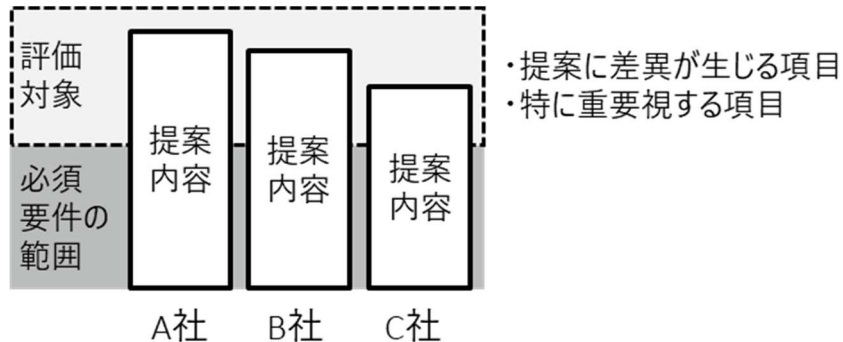


(3) 技術点の評価項目

・評価項目の設定の考え方

調達仕様書（機能要件含む）に記載の要件は全て必須であり必ず実現するため、各社の提案に差異が生じにくい。

- 各社の提案に差異が生じる項目や特に重要視する項目について提案を求め、評価する。



(4) 技術点

・評価項目及び配点

大項目		中項目		配点	比率	
1	調達仕様書要件に対する提案	1.1	本業務に対する理解	20	365	約 52%
		1.2	機能要件	85		
		1.3	非機能要件	85		
		1.4	業務委託要件	175		
2	提案者に関する情報	2.1	業務推進体制	60	75	約 11%
		2.2	導入実績	15		
3	追加提案	3.1	お客様サービスの向上	50	160	約 23%
		3.2	企業団職員の業務効率化	60		
		3.3	その他、有益な提案	50		
4	新規統合水道事業に係る費用	4.1	新規統合水道事業に係る費用	100	100	約 14%
合 計				700		100%

・各評価項目の採点方法

0点～5点の5段階で評価

採点	評価
5点	特に優れている
4点	優れている
3点	可
2点	やや劣る
0点	劣る又は提案なし

(5) 評価項目の比重の考え方

比重	重要度	理由	評価項目
5	最重要項目	複数の水道事業で共同使用するシステムの構築及び運用保守の実施に当たり、適正な管理や業務の効率性、円滑なシステム移行等に大きく寄与する項目を選定	<p>1. 2. 2 複数水道事業の管理方法（データの効率的な管理方法、水道事業・下水道事業個別の料金計算の適切な実現方法、帳票・統計処理の適切な実現方法等）</p> <p>1. 2. 3 システム機能の実現方法（滞納整理関連機能や EUC 機能の特徴、操作性、業務効率への寄与等）</p> <p>1. 3. 4 セキュリティ（設計面・運用面におけるセキュリティ対策の内容）</p> <p>1. 4. 4 移行要件（現行の水道料金システムからのデータの移行方法、検証方法、正確性など）</p> <p>1. 4. 9 附随する業務要件（プロジェクト管理、大量帳票印刷・発送業務、データ送受信業務、インターネット申請等システムに対する体制や工夫など）</p>
		仕様書の記載項目以外の追加提案（付加価値）を求め、より優れたシステムの構築やお客さまサービスの提供に大きく寄与する項目を選定	<p>3. 1. 1 利用者への情報等の提供（スマホアプリや Web ページを活用したお客さまサービスの向上に繋がる工夫・有用な提案）</p> <p>3. 1. 2 利用者からの情報等の受付（スマホアプリや Web ページを活用して利用者からの情報を受け付ける工夫・有用な提案）</p> <p>3. 3. 1 災害時の業務の継続性（災害で被災した水道センターにおいても業務の継続性を確保するため、受託業者として支援できる内容）</p> <p>3. 3. 2 将来に向けた効率的なシステムの運用（将来の水道センター統合の実現に向けた提案やコールセンターの設置及び窓口業務の廃止の実現に向けた提案）</p>
4	重要項目	複数の水道事業で共同使用するシステムの構築及び運用保守の実施に当たり、適正な管理や業務の効率性、円滑なシステム移行等に寄与する項目を選定	<p>1. 4. 2 プロジェクト管理要件（進捗管理、課題管理、品質管理の特徴や工夫）</p> <p>1. 4. 3 要件定義・設計・構築・テスト要件（要件定義や設計の手法、追加要件等への対応方針、効率的なシステム開発、設計変更に対する柔軟な対応方法等）</p> <p>1. 4. 6 運用要件（運用業務における特徴や体制、対応時間、対応内容、SLA 項目等）</p> <p>1. 4. 7 保守要件（保守業務における特徴や体制、障害発生時の検知・対応方法等）</p> <p>1. 4. 8 機能改善要件（運用保守業務として行う機能改善の内容、軽微なプログラム改修等の年間対応可能時間）</p>
		仕様書の記載項目以外の追加提案（付加価値）を求め、企業団職員の業務の効率化や業務品質の向上に寄与する項目を選定	<p>3. 2. 1 業務効率化に資するシステム機能（職員の業務をより効率化できるシステム機能の提案）</p> <p>3. 2. 2 業務効率化に資する業務支援（職員の業務の効率化に繋がる業務支援の提案）</p> <p>3. 2. 3 業務品質の向上（職員の事務ミスの低減、サービスの均一化に繋がる提案）</p>

(6) 新規統合水道事業に係る費用の評価方法

新規統合水道事業（令和6年度に企業団との統合を検討している8水道事業）が本システムを使用するための初期費用及び経常費用は、本業務の仕様を含めていないため価格点の対象外とし、技術点として評価する。

※新規統合水道事業が本システムに移行する際、想定額を大幅に超える費用の発生を抑制するため。

① 提案金額

新規統合水道事業における初期費用と経常費用（システムの導入から令和16年9月まで）の合計額

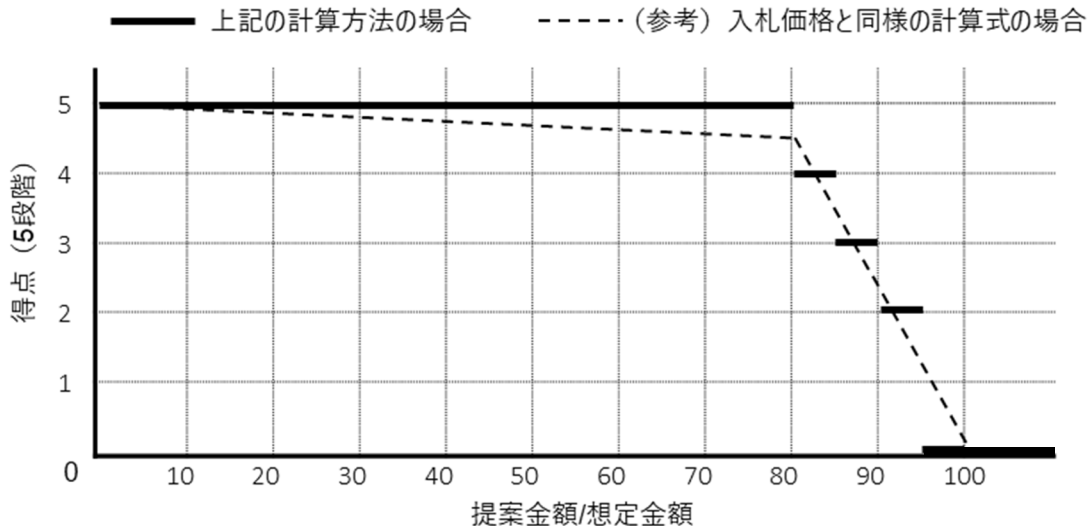
② 評価方法

想定金額に対する提案金額の割合に応じて5段階評価

③ 配点

(予定価格) : (新規水道事業の想定金額) = 300点 : 105点 ≒ 100点 【100点満点】

提案金額 / 想定金額	得点	評価点
80%以下	5点	100点
80%を超え 85%以下	4点	80点
85%を超え 90%以下	3点	60点
90%を超え 95%以下	2点	40点
95%を超える場合	0点	0点



4. 総合評価落札方式による落札者の決定方法

- ・ 総合評価点の数値の最も高いものを落札候補者とする。
- ・ 最も高い総合評価点の提案者が複数あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

5. その他

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

- ・総合評価方式の適用にあたっては、大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会に諮り、学識経験者から意見を聴取する。

[学識経験者の意見聴取]

総合評価落札方式を実施する場合、中立かつ公正な審査・評価を行う観点から、落札者決定基準を定めるときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞く。

(地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則第12条の4)

- ・令和2年8月26日付けで公告した「水道料金徴収等業務及び水道料金システムに関する調査検討業務」の業務を受注した者及び資本面・人事面で関係がある者並びに「水道料金徴収等業務及び水道料金システムに関する調査検討業務」の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、入札に参加してはならない。

(2) 情報公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、入札公告時に添付する入札説明書等において明らかにする。

① 入札公告時

入札説明書等において以下の事項を明記する。

- a) 入札参加資格
- b) 入札の評価に関する基準
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価基準
- c) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

② 開札後

大阪広域水道企業団ホームページ等において、以下の事項を公表する。

- a) 入札参加者名（入札参加資格があると通知した者）
- b) 各入札参加者の入札価格
- c) 各入札参加者の価格点
- d) 各入札参加者の技術点
- e) 各入札参加者の総合評価点

③ 技術審査資料の評価結果に対する質問

自己の評価結果について質問事項がある場合は、入札説明書及び入札公告に定めるところにより、質問書の提出ができる。

(3) 公開時期

本業務委託について、令和4年6月中旬以降に入札公告予定である。